

# 不法投棄は犯罪です！絶対にやめましょう!!



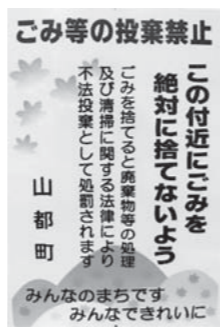
山都町内で、私有地に生活ごみや電化製品を投棄するといった悪質な不法投棄が発生しました。不法投棄が発生した場合、山都警察署同行のうえ投棄者を特定し、厳しく対処します。不法投棄は犯罪ですので絶対にやめましょう！

不法投棄をした者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられます。



## 不法投棄による問題

不法投棄は、土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染の大きな原因になります。私たちの美しい自然環境を、次の世代に引き継いでいくためにも不法投棄は絶対にやめましょう。不法投棄を未然に防ぐために、不法投棄防止看板を準備しています。詳しくは環境水道課へお問い合わせください。



## 不法投棄をされないために

不法投棄を行った者が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)が自らの責任でゴミを処理しなければなりません。草が生い茂って見通しが悪い場所などは不法投棄されやすいため、以下のような管理を行い不法投棄をさせない環境をつくりましょう。

- ・見回りを定期的に行う
- ・草刈り、剪定などを定期的に行い見通しの良いきれいな状態にしておく
- ・周囲や入り口にロープを張る、柵をつくる

## 再確認！大型ごみや家電製品のごみの出し方

ごみの出し方を再度確認し、所有地であってもごみを放置することの無いよう、ごみは適宜、正しい方法で処分しましょう。

家電リサイクル法の対象である家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は、町の施設では処理できないため、家電小売店、または町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、町が行う大型ごみ収集の日をご利用ください。(矢部地区3月、清和・蘇陽地区8月) その他、処分方法でご不明な点は環境水道課までお問い合わせください。



問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002

# 地域の緑化活動を支援します



くまもと緑・景観協働機構では、地域による緑化活動を支援しています。老人会、子ども会等の行う緑化活動に各種事業をぜひご活用ください。

- 1. 緑化ボランティア事業**・・・ボランティア活動による公共用地の緑化活動を支援します。  
【募集期限】12月15日 【対象】地域の住民団体(自治会、老人会、子ども会等)、学校  
【交付額】1団体に対して30万円まで
- 2. 花いっぱい運動事業**・・・花の植栽活動に対して、花の種子や球根、苗の交付支援をします。  
【募集期限】12月25日 【対象】地域の住民団体(自治会、老人会、子ども会等)、学校  
【交付数量】種子:1~100袋、球根:50~300球(50単位)、苗:50~200(50単位)  
※支援条件の詳細や申請方法など事業の詳細については、企画政策課(☎72-1214)までお尋ねください。  
※くまもと緑・景観協働機構のホームページでも事業の紹介をしています。ぜひご覧ください。

くまもと緑景観 [検索 http://kumamoto-midori.com](http://kumamoto-midori.com)

## 地域を花いっぱいにしました！～東竹原老人会の事例紹介～

東竹原老人会は、花いっぱい運動事業を活用し、赤立遺跡公園(町道長谷埋立線沿い)にマリーゴールドと百日草を植栽されました。春に植えた花の苗は夏から秋にかけて美しく咲き揃いました。「植栽場所は町道に面しているため景観が良くなりました。また、共同で植栽作業を行うことで会員同士の親睦交流につながったと思います。」とのことでした。



植栽作業



開花後



東竹原老人会の皆さん

詳細・問合せ先 企画政策課 ☎ 72-1214

# ふるさと納税で山都町を応援～11月はふるさと納税利用促進月間です～



ふるさと納税は、自分が生まれ育った「ふるさと」や、応援したい「ふるさと」への想いを寄附という形にする仕組みとして、平成20年にはじまりました。

これまでいただきました寄附金は、将来を担う子どもたちの医療費の助成、長寿祝い金などに有効活用させていただいております。

11月は「ふるさと納税利用促進月間」です。町外にいらっしゃるご家族やご友人に対し、ふるさと納税の利用促進等の呼びかけをお願いするとともに、「ふるさと山都町」への応援をよろしくお願ひします。

また、ふるさと納税では、寄附者さまに山都町の特産品をお礼の品としてお送りしています。お礼の品のご協力をいただける事業者も募集しています。

ふるさと寄附金は以下の事業に活用されています。

- 【1】自然環境の保全と景観づくりに関する事業
- 【2】観光資源を活かしたまちづくりに関する事業
- 【3】地場産業の育成と雇用の推進に関する事業
- 【4】健康で安心・安全に暮らせるまちづくりに関する事業
- 【5】将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業
- 【6】生涯学習の推進と文化・芸術の振興に関する事業
- 【7】町長が必要と認める事業



## ふるさと納税のお申込はこちらから

ふるさとチョイス 楽天 さとふる



問合せ先 山の都創造課 ☎ 72-1158